

第 3 次城陽市人権教育・啓発推進計画 (原案)

目 次

第1章	はじめに	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国内の動向	2
	（1）国の動向	2
	（2）京都府の動向	2
3	市の取組	3
第2章	計画の基本的な考え方	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の目標及び性格等	4
	（1）計画の目標	4
	（2）計画の性格	4
	（3）計画期間	4
3	人権教育・啓発推進の基本方針	5
第3章	人権問題の現状等	6
1	課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）	7
2	部落差別（同和問題）	11
3	女性	12
4	子ども	13
5	高齢者	15
6	障がいのある人	16
7	外国人	17
8	ハンセン病、エイズ患者・HIV感染者、難病患者等	19
9	さまざまな人権問題	20
第4章	人権教育・啓発の推進	23
1	啓発の推進体制	23
	（1）推進体制	23
	（2）計画に基づく施策の点検・評価	24
2	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	24
	（1）就学前の教育・保育施設	24
	（2）学校	24
	（3）地域社会	26
	（4）家庭	27
	（5）企業・職場	28
3	人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	28
	（1）市職員	29
	（2）教職員・社会教育関係職員	29
	（3）医療関係者	30
	（4）保健福祉関係者	30

(5) メディア関係者等	30
4 つながり支え合うための効果的なしくみづくり	31
(1) 指導者の養成	31
(2) 人権教育・啓発資料等の整備	31
(3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	31
5 人権に関する相談の充実	32

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年(昭和23年)第3回総会において、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けての活動を展開してきました。

特に、1994年(平成6年)の第49回国連総会では、人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、決議された「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年(平成16年)12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年(平成17年)から「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

そのようなことから、2006年(平成18年)に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年(平成17年)～2009年(平成21年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年(平成22年)～2014年(平成26年))、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)～2019年(平成31年))、青少年のための人権教育に焦点をあてた第4フェーズ行動計画(2020年(令和2年)～2024年(令和6年))に基づく取組が推進され、2025年(令和7年)からは、子どもと若者に焦点を当てた第5フェーズ(2025年(令和7年)～2029年(令和11年))に基づく取組が進められています。

2 国内の動向

(1) 国の動向

国においては、1995年(平成7年)12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年(平成9年)3月には、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進は国の責務と位置付けられました。また、同年7月には、国内行動計画が策定されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、2002年(平成14年)3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」の制定など、さまざまな人権問題に関わる取組が進められています。

また、2016年(平成28年)にはいわゆる人権三法(「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」)が、2023年(令和5年)には「LGBT理解増進法」が施行され、個別の人権問題に対する施策が推進されています。

そして2025年(令和7年)6月には「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定され、人権教育・啓発の取組が推進されています。

(2) 京都府の動向

京都府においては、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が、2016年(平成28年)1月には「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が、2021年(令和3年)3月には「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進され、特に「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等が計画的に実施されています。

一方、新型コロナウイルスの感染者等に対する差別や、インターネット上の人権侵害が発生するなど、誰もが加害者にも被害者にもなりうる状況であり、府民一人ひとりが基本的人権の享受主体であることについての理解を深め、自己の人権と同様に他人の人権も尊重すべきとの意識を社会の隅々まで一層浸透させていくことが重要であることから、2025年(令和7年)4月から「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が施行されています。

3 市の取組

本市においては、市の最上位計画である「第4次城陽市総合計画」(2016年(平成28年)3月策定)において、「まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち」を目標に掲げ、「人権の尊重・女性の活躍を推進する」ため、今日まで平和への啓発、人権教育・啓発活動の推進などに取り組んできました。

2000年(平成12年)12月には、あらゆる差別と偏見をなくし、市民が相互に個人の尊厳を尊重しあう明るい社会を実現するためには、市民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考えのもと、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年城陽市行動計画」(以下「城陽市行動計画」という。)を策定し、関係機関等と連携を図りながら取組を推進してきました。

城陽市行動計画の計画期間が満了した2005年(平成17年)以降においても、基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006年(平成18年)3月に「城陽市人権教育・啓発推進計画」を、2016年(平成28年)3月に「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

一方で、2008年(平成20年)4月に、関係機関等が連携した効果的な啓発等を推進するため、山城地域の市町村と民間団体、企業により、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」が設立され、広域的な人権啓発を推進してきました。

2025年(令和7年)に実施した市民意識調査では、「城陽市民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」については『思う(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)』が28.7%に対して、『思わない(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)』が8.9%となっており、また、「城陽市は、人権が尊重された豊かな社会になっている」については『思う』が28.6%に対して、『思わない』が11.2%となっており、城陽市は人権が尊重された社会だと感じている人の割合が高い傾向にあります。

そのようなことから、市民一人ひとりが、自身の人権だけでなく、他者の人権についても、正しい認識を持ち理解を深めることが重要であり、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現に向けて、さらなる施策の推進が求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、全ての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない

い基本的権利です。そして人権を尊重するということは、自身が権利の享受主体であるのと同時に他者も権利を有しており、各自が追及する「幸福」の内容が、それぞれ個人によって異なるものであるということを理解し、それらを「違い」として尊重するということです。

2006年(平成18年)3月には、「城陽市行動計画」を継承・発展させた「城陽市人権教育・啓発推進計画」を、2016年(平成28年)3月には「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

これらの取組により、市民の人権問題に対する意識は着実に高まってきましたが、「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権などに関するさまざまな問題が依然として存在しており、近年では、新型コロナウイルスの感染者等に対する差別、インターネット上での掲示板等への悪質な書き込み、戸籍等の不正取得などの事象も発生しています。

また、少子高齢化や情報化・国際化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の人権意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、「第3次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

この計画は、「城陽市人権教育・啓発推進計画」、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を本市において構築することを目標とします。

(2) 計画の性格

この計画は、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」の後継計画であり、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する地方公共団体の責務として、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の目標年次は2036年度(令和18年度)までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 人権教育・啓発推進の基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

また、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要であり、市民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を人権尊重の視点から考えることも重要です。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。新型コロナウイルス感染症の拡大期には、感染者等に対する誹謗中傷を助長させる書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等の問題が発生しました。こうした行為は、思い込みや偏見によって意図せず相手を傷つけてしまうことがあり、市民に対し正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促す必要があります。そのため、さまざまな場や機会を捉えた情報発信・啓発をはじめ、市民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大や交流の取組を通じ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会を目指すことが求められています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、部落差別（同和問題）や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深めながら、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、関係機関等と連携を図って人権教育・啓発を推進していく必要があります。

1 課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなどさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行や子どもの性被害など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

また、近年、インターネット上のヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の適示などの事案や、AI技術を用いた偽・誤情報が多様な分野で存在し、災害時等において拡散するなど新たな問題も発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の後、2024年(令和6年)4月より名称変更された「情報流通プラットフォーム対処法」では、インターネット上の権利侵害に関するプロバイダ等の責任を制限するとともに、被害者が発信者情報を開示請求する手続きなどを定めています。この法律により、プロバイダは一定の条件で損害賠償責任を免れることができ、被害者は発信者を特定するための情報開示を請求できることになりました。

市民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、ICTリテラシー（情報通信技術（ICT）を安全に活用する能力）に基づくインターネットの適切な利用や、誰もが加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、市民に対して、インターネットの仕組みと危険性について周知し、安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとICTリテラシーの向上を図ります。

そのため、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

また、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、府等と連携して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の未然防止や被害の回復に向けた取組を推進します。

感染症発生時における人権の尊重

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族への誹謗中傷や営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が社会問題となりました。感染症拡大防止やリスクコミュニケーションの観点からも市民に対して十分説明し、理解を得ることが必要です。

【取組の方向】

感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為であり、憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなど、偏見・差別防止に向けた教育・啓発を推進します。

また、被害に遭った人が、それぞれの状況に応じた必要な相談を受けられるよう、相談体制の充実に取り組むとともに、今後の新たな課題に対して、関係機関が連携・協力して必要な施策を実施していきます。

個人情報の保護

【現状と課題】

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害される恐れが生じることとなりました。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

そこで、国においては、2003年(平成15年)個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることとなりました。

【取組の方向】

「個人情報の保護に関する法律」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害に関わる極めて深刻な問題です。市民や事

業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となる恐れがあることについて、市民等への啓発を図ります。

また、身元調査などの目的による、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正取得を抑止するため、2014年(平成26年)6月から導入した「事前登録型本人通知制度」の周知を図り、啓発等に取り組めます。

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007年(平成19年)）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントや、顧客や取引先などからの、社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動によって、従業員の就業環境が害されるカスタマーハラスメント等が社会問題化していることから、本市では、ハラスメント防止対策に取り組むほか、2010年(平成22年)に策定された「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」や、2021年(令和3年)に策定された「第4次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に基づき、関係機関と連携して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方の見直しや育児・介護との両立支援、働きやすい職場環境の改善等の取組を進めてきましたが、一層の推進が必要です。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、府・関係機関・市民団体等と連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立支援、働きやすい職場環境の改善等に関し企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、職場環境の改善に向けた取組の支援を推進します。

自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や雇用をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、自殺対策の推進に努める必要があります。

【取組の方向】

悩みを抱えた人の孤独・孤立を防ぎ、共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

自殺の防止等に関し、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなどの人材の確保、養成等を実施します。

また、自殺につながる暮らしの中の不安や孤独・孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進するとともに、電話相談窓口「グリーンコール」を周知するなど、相談、支援体制の啓発を図り、市民の理解促進に努めます。

さらに、府等とも連携しながら、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を推進します。

災害時の配慮

【現状と課題】

風水害や地震による被害が多発している中、一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、要配慮者を含め、全ての人が安心して過ごすことのできる避難所の確保が重要となっています。

地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者を含めた避難の実効性を確保する必要があります。

また、市民が誤った情報に惑わされることなく、正確な情報を入手することや、人権に配慮した行動をとれるよう啓発していく必要があります。

【取組の方向】

要配慮者を含む全ての市民が安心して過ごせるよう、避難計画の作成や避難所運営を図ります。

災害の未然防止、復旧、復興等の全過程において「人権の主流化」と男女共同参画

の視点に立った取組を推進します。

そして、情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができる教育・啓発を推進します。

2 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備は、おおむねその目的を達成したとして、2002年(平成14年)3月をもって終了しました。特別法による対策事業終了後は、近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、現行制度を的確に運用して、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進め、差別意識や偏見を解消するための取組が推進されています。

本市においては、今日まで、部落差別（同和問題）の解決は行政の責務であるとの認識の下に、啓発事業を中心に取り組んできました。具体的には、一般市民に対して啓発事業を実施するとともに、市職員には職員研修をはじめあらゆる機会を通じて啓発を行っています。

部落差別（同和問題）に関する差別意識や偏見は、この間、人権教育・啓発の取組を進める中で徐々に解消しているところですが、一方で、府民調査では、依然として、就職や結婚問題、住宅購入の際の同和地区への忌避意識などを中心に根強く存在していることがうかがわれ、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した差別的情報の掲載等の事象も発生しています。

このようなことから、今後とも、部落差別（同和問題）の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発の推進が求められています。

【取組の方向】

部落差別（同和問題）は、基本的人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点から、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱として、引き続き現行制度を的確に運用するとともに、これまで展開してきた取組の成果等を生かしながら、差別意識や偏見の解消に向け、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」等の関係組織と連携し、広域的に、効果的な人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

また、府等とも連携しながら、インターネット上の人権侵害の実態把握に努め、必要な教育及び啓発、相談体制の整備を推進します。

3 女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み等を背景とした差別的取り扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、ジェンダーに基づく暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の人権問題については、1995年(平成7年)の世界女性会議において採択された北京宣言においてうたわれた「女性の権利は人権」という宣言の流れを受け、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、2015年(平成27年)には、職業生活に特化して女性の活躍を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が施行されるとともに、2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、2024年(令和6年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行されました。

2005年(平成17年)には、本市における男女共同参画の推進の基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めた「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を施行し、さらには、2006年(平成18年)に、男女共同参画社会の実現のため、活動の拠点となる施設「城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYO」を設置するなど、さまざまな取組を進めてきたところですが、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメント行為、ジェンダーに基づく差別的な取り扱いや暴力、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)等、依然として課題も多く、引き続き「城陽市男女共同参画を進めるための条例」に基づき、男女の人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画を推進する取組が必要です。

【取組の方向】

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が着実に推進されてきましたが、依然として、ジェンダーに基づく暴力や性別による固定的な役割分担意識を背景とした差別的取り扱いなどの課題が残されています。

こうした認識の下、本市では、「城陽市男女共同参画を進めるための条例」において、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念を定めています。これらの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を、男女共同参画支援センターぱれっとJOYOを拠点として実施し、職場や地域で女性が活躍できるための環境整備や男女の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。また、性別に基づく偏見や差別意

識を解消するための啓発を推進します。

ドメスティック・バイオレンス（DV）については、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を一層強化し、引き続き、相談など被害者支援に取り組むとともに、交際相手からの暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても互いに尊重し合うための教育を推進します。

また、元配偶者や元恋人の情報や写真などを、インターネットに流出させる等の嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）などについても、人権教育・啓発を通じて、こうした人権侵害行為の防止に努めるとともに、警察等関係機関と連携して、被害者への適切な支援を行います。

同時に、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントの防止についても、府や関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めます。

さらには、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、保育・介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援に努めます。

4 子ども

【現状と課題】

子どもの人権等については、日本国憲法をはじめ、児童福祉法、児童憲章、教育基本法などにおいて基本原理ないし理念が示され、また、1989年(平成元年)に国連総会において、子どもの人権を世界規模で守っていこうとする「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国でも1994年(平成6年)に批准されています。

子どもを取り巻く環境は懸念すべき状況にあり、子どもの貧困、児童虐待等重大な人権侵害が続いています。また、インターネット上の有害情報の氾濫や児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などの子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発、低年齢化しています。こうしたことから、1999年(平成11年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され、続いて2000年(平成12年)には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2012年(平成24年)には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年(平成27年)4月から、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

2013年(平成25年)には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が施行され、2014年(平成26年)には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、2024年（令和6年）にはその解消を強く打ち出すため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と名称を改め、改正施行されました。

また、2024年(令和6年)6月には「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家

族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と位置づけました。

本市においては、1999年(平成11年)に「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に挙げた「城陽市子育て支援計画」を策定し、家庭や地域社会において、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、また、子どもの意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を身につけ実践できるための環境づくりを推進してきました。

本市においても、国の動きを踏まえ、2005年(平成17年)に次世代育成支援対策推進法に基づく、「城陽市次世代育成支援推進事業行動計画(じょうよう冒険ランドプラン)」を策定し、子育て支援施策に取り組んできたところです。さらに、これまで取り組んできた子育て支援施策を引き続き推進するとともに、子ども・子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を2015年(平成27年)に策定し、以降改定を重ね、2025年(令和7年)3月に「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに対する孤立感を抱える家庭への支援をはじめ、地域ぐるみの子育てに参加する環境づくりなど、市民、企業等関係団体、行政が協働し、全ての子どもの健やかな成長を実現するため取組を進めています。

また、いじめ・体罰等は依然として深刻な問題であり、情報化の進展に伴いSNSでのいじめ等も発生しています。そのような中、「いじめ防止対策推進法」に基づき、2014年(平成26年)に「城陽市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を総合的に進めています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造があり、子どもの自覚がないこともあることから、現状把握が難しいことが課題ですが、2023年(令和5年)から、市内中学校に通う全生徒にアンケートとヒアリングを行い、現状把握と関係機関による支援に努めています。

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、違いを認め合える人として成長できる環境づくりが大切です。

【取組の方向】

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を身につけ実践できるための環境づくりを更に推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

子どもの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。

また、子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、地域や事業所、NPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。児童・生徒がそれぞれの個性を尊重しあい、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、「城陽市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめや暴力行為の未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組むとともに、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した取組を推進します。

さらに、インターネットやＳＮＳでのいじめについては、京都府と連携した「ネットいじめ通報サイト」の運用、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを引き続き行うほか、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発や情報モラルについての指導、ＳＮＳ利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者を対象とした京都府の相談窓口などについて情報提供を図るなど、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進します。

また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年健全育成施策を推進するとともに、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的取組や教職員への研修を充実させます。

児童ポルノ問題については、その根絶と被害をなくすため、2014年(平成26年)に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

ヤングケアラー支援として、国・府等と連携しながら、早期発見・把握、相談支援等の支援策の推進、社会的認知度の向上に努めます。

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもに関わる全ての人々が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進するとともに、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校を拠点とした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援など、総合的な取組を推進します。

5 高齢者

【現状と課題】

我が国の高齢化は急速に進行しており、今後も更に進行する見込みです。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯や認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後もさらに増加すると予測されていることから、高齢になっても、それぞれの経験や能力に応じて社会的な役割を担うことができる仕組みがあり、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていける社会に向けた取組が一層必要となっています。

また、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的及び精神的な虐待や養護を著しく怠るネグレクト、身体的拘束等の増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006年(平成18年)に高齢者の虐待防止や早期発見、養護者の支援などを定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある

高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルにより、いきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【取組の方向】

「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」に基づき、できるだけ多くの高齢者が健康でありつづけ、また、支援が必要となっても安心して地域で住み続けることができるように、いつまでも、やりがいや生きがいを持って生活することができるよう、生涯現役社会の実現に取り組むとともに、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を図ります。

また、高齢者虐待の早期予防・早期発見・早期対応につなげるよう、関係機関とのさらなる連携の強化を図るとともに、成年後見制度の周知など判断能力が不十分な高齢者の権利擁護を図ります。

さらに、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず社会の担い手や地域活動の担い手として活躍することができるよう、雇用・就労・地域活動の機会の確保など社会参加を支援します。

これらの諸施策を通じて、「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり」を実現するため、市民一人ひとりが互いに助け合い、支えあいながら安心して暮らせる体制づくりの推進に努め、高齢者の健康や生きがいづくり、権利擁護に取り組めます。

6 障がいのある人

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

障がいのある人等に対する理解については、特に精神障がいのある人や難病患者等は、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止について、合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待

防止法)」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」などさまざまな法整備が行われました。

近年では、2022年(令和4年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（障害者総合支援法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、児童福祉法、難病法の一部改正）」が公布、2023年(令和5年)3月には「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

本市においては、これら新たな法制度の状況等を踏まえ、障がいのある人がライフステージの全ての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、「第5期城陽市障がい者計画」(2024年(令和6年)3月)に基づき、障がい及び障がいのある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取組を推進してきました。

さらに、手話が言語であるとの認識に基づき、京都府内で初となる「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」を2015年(平成27年)4月から施行し、手話への理解促進及び手話の普及を図り、手話の使いやすい環境整備に向け取組を進めています。

また、障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も発生していることから、引き続き虐待を受けた障がい者や養護者に対する支援が重要となっています。

【取組の方向】

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してきていますが、障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まっていますが、障がいについて十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。そのようなことから、障がいのある人がライフステージの全ての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するため「城陽市障がい者計画」に基づき取組を推進します。

また、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」の普及啓発を図るとともに、虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援や養護者・家族介護者に対する支援を行うため、「障害者虐待防止法」に基づき、市、関係機関、事業所と連携して虐待防止の推進に努めます。さらに、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発、ふれあいや交流の場づくり、働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労の促進等を進めるとともに、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

7 外国人

【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍を持っていない人が我が国で生活するうえで言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解・偏見により差別を受ける問題です。

わが国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市においては、姉妹都市（大韓民国慶山市・アメリカ合衆国バンクーバー市）等との城陽市国際交流協会が主体となった市民の草の根交流への支援や外国籍住民に対する日本語教室の実施、さらには、学校教育における国際理解教育や、英語指導助手（AET）の積極的活用など、国際化に対応した社会環境づくりに努めています。

本市における外国籍住民数は、2024年（令和6年）12月末現在で930人と本市人口の約1.3%となっています。その中では、韓国・ベトナムの人々が多く、次いで、インドネシア、中国、フィリピンなどの人々となっている状況です。

このような中で、言葉や生活習慣などの違いから、住居、教育、就労、結婚、地域交流など日常生活を送るうえで、さまざまな問題が発生しています。

今後、外国人であるがゆえの差別や偏見の解消に向けて、異なる国籍・文化的背景をもった人々が、さまざまな文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。さらにインターネット上でのヘイトスピーチが後を絶たず、ヘイトスピーチが多様化している状況です。こうした行為は、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する差別意識や偏見を生じさせることにも繋がりがかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

【取組の方向】

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは、自らの人生をより豊かにします。また、外国人住民が市民の一員として地域づくりに参加し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となります。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う人権意識や、外国人住民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携しながら、効果的な啓発に努め、多文化共生のまちづくりを進めていきます。

また、外国人住民等と共に暮らす地域づくりのための災害時支援体制の構築や生活支援、就・修学支援などの取組を進めます。さらにヘイトスピーチは許されないとのメッセージ発信、市民の理解を深めるための人権教育・啓発・相談体制の整備に関す

る取組を進めます。

8 ハンセン病、エイズ患者・H I V感染者、難病患者等

【現状と課題】

現在、さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がいますが、患者や家族の中には、病気に対する誤った知識や理解不足による差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

とりわけ、ハンセン病やエイズ患者・H I V感染者、難病患者については、次のような現状や課題があり、府や関係機関等と連携しながら差別や偏見の解消に向けて取り組んでいます。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

しかし、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、いまだに以前同様の根深い社会的な差別や偏見が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

(エイズ(A I D S、後天性免疫不全症候群)・H I V感染者)

新規エイズ患者・H I V感染者は、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってH I V感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(W H O)では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・H I V感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

(難病患者)

難病は、種類も多くさまざまな特性と個人差があるため、患者とわからないことがあることから、無理解による誤解や偏見が存在しています。

【取組の方向】

(ハンセン病)

ハンセン病に関する正しい知識の普及により、差別や偏見を一刻も早く解消するため、府と連携しながら啓発活動を推進します。

（エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染者）

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

差別や偏見の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取組を府と連携しながら推進します。

（難病患者）

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止や相談支援の推進を図ります。

9 さまざまな人権問題

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族は、生命、身体及び財産に対して被害を受けるだけでなく、犯罪行為にあったことにより、精神的にショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、経済的に困窮する場合があります。

また、捜査や裁判の過程で精神的・時間的負担を負ったり、一部のメディアによる行き過ぎた取材などにより、プライバシーの侵害や精神的苦痛など二次的な被害に苦しむ場合があります。特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

このようなことから、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が施行され、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正されたほか、2005年(平成17年)には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、次々と犯罪被害者等の権利や利益を保護する制度の整備がされてきました。

本市では、2010年(平成22年)「城陽市犯罪被害者等支援条例」を施行し、人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図っており、更なる支援の周知、充実が必要です。

【取組の方向】

「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、警察をはじめ、京都府犯罪被害者支援連絡協議会等の関係機関と連携し、地域全体が被害者をサポートできる環境づくりと効果的な被害者支援

活動に努めます。

また、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」と連携し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。そして犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実と総合的支援を進めます。

さらに、府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、市民理解の促進を図ります。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

【現状と課題】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの当事者は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しています。また、周囲に自分の性のあり方を打ち明けられないなどの生きづらさを感じる人も存在しています。

2023年(令和5年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指すとされています。

【取組の方向】

多様な性に対する社会の理解はいまだ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

その他の人権問題

ホームレス

近年のわが国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう、住宅、就労、医療などさまざまな支援が必要であり、2002年(平成14年)に施行された「ホームレスの自立の支援等に関

する特別措置法」に基づき、関係団体が連携・協力しながら、ホームレスの自立支援に努める必要があります。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い差別意識や偏見等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

そのため、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れられる周囲の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取組が行われています。

2006年(平成18年)には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務等が定められました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

アイヌの人々

アイヌの人々については、理解が十分でないため就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及・啓発の推進に努める必要があります。

婚外子

婚外子（嫡出でない子）については、相続等の法的な問題が指摘されています。民法や戸籍法施行規則の改正により、相続分や、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同じ取り扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に差別や偏見を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

今後、社会状況の変化等に伴い、さまざまな人権問題が顕在化することも予想されることから、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行い、教育・啓発等の取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

市においては、さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発推進の基本方針」に基づき、市民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類全ての広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、生涯にわたり発達段階に応じた各種コンテンツを活用しながら、気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」を推進します。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1 啓発の推進体制

(1) 推進体制

- ① 城陽市人権教育・啓発推進計画推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。
- ② この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨を広く市民に周知するとともに、人権教育・啓発の施策等に関する市民意識の把握に努めます。
- ③ 関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、府、近隣市町村等との連携を図り、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、関係団体、企業、NPOなどの民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施団体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

- ④ この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

(2) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会を捉え、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての市民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、必要に応じて人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、城陽市人権教育・啓発推進計画推進本部に報告するなど、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検・評価を行います。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 就学前の教育・保育施設

【現状と課題】

就学前の教育・保育施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場です。人と人との関わりの中で受け入れられ、人への信頼感を持つことにより、周りの人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育み、豊かな人間性を持った子どもの育成に努め、生活や遊びを通して教育・保育活動を推進しています。

また、教育・保育に関わる職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図っています。

【取組の方向】

大人や他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動の一層の推進に努めます。

また、教育・保育に関わる職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも焦点を当てながら、人権教育を推進しています。

しかしながら、児童生徒が、さまざまな人権問題を自分自身の課題として捉え、解決に向けて実践していく態度の育成に課題が見られます。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身についていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題も指摘されています。

とりわけ、体罰は児童生徒への重大な人権問題であるにも関わらず、体罰事象が一掃されていないという課題があります。

また、いじめは決して許されない人権侵害であるにも関わらず、根絶には至っていません。

【取組の方向】

学校教育においては、国・府・市がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで、必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていくことが必要です。

学校においては、「学習指導要領」や京都府「学校教育の重点」、城陽市「学校教育指導の指針」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的認識に立ち、府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点として、一人ひとりを大切にしたい教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、成果を市内全体の学校に波及させるよう、効果的な教育実践や学習教材等の充実・整備に努めます。
- ③ 新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を活用し、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、体系的な人権学習を充実させ、日常生活における態度や行動に現れるような人権感覚を育む取組を推進します。

- ④ 子どもたちに人権尊重の精神を育むために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ⑤ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑥ 人権教育に関わる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。
- ⑦ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のため、「城陽市いじめ防止基本方針」等に基づき校内研修の充実に努めます。
- ⑧ 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、人権に配慮した学習指導、生徒指導、学級経営など、学校教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に基づいた学校づくりを推進します。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、さまざまな人々との触れ合いを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感を育む大切な場でもあります。

本市では、生涯の各期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めてきましたが、地域社会には、部落差別（同和問題）などさまざまな人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発についての正しい考え方が十分に浸透していないという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供の充実、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実に努めるとともに、市民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年などにボランティア活動などの体験活動の機会を提供し、あらゆる人々との交流を促進するとともに、さまざまな市民活動への支援を通じて、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や市民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

【取組の方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを進めるため、2017年(平成29年)4月に策定した「第2次城陽市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実に努めていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① さまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、文化パルク城陽やコミュニティセンターなどの生涯学習施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- ② 社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実に努めます。

- ③ 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習プログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ④ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の充実を図ります。
- ⑤ 市民活動支援センターによる、市民活動への参画の機会と情報の提供に努めます。

(4) 家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育み、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）、高齢者や障がいのある人への支援の不足や虐待など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの希薄化などの背景もあり、家庭教育を支える環境を踏まえた取組を推進する必要があります。

特に、少子化や都市化・核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の充実を図るため、民生委員・児童委員、家庭児童相談室などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

【取組の方向】

全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身につく、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるよう、家庭教育に関して保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めるとともに、地域子育て支援センターを拠点として、子育て支援施策の総合的な推進に努めます。

そして、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

さらに、子育てや家庭教育支援に携わる関係機関職員等に対する研修の充実によって資質の向上を図り、家庭の教育を支援します。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

本市では、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）」への参画を呼びかけるとともに、城陽商工会議所等と連携し、市内企業を対象とした人権教育・啓発の機会を設けています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、取り巻く環境の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図る取組が必要です。

また、企業活動の実施に際しては、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

【取組の方向】

企業は地域社会の構成員であり、仕事と家庭等の両立が図られる働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業を対象とした人権啓発の機会の充実に努めるとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、啓発資料の配布や啓発DVDの貸出し等による情報提供に努めます。

3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、社会・経済情勢が急速に変化する中で、顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確にとらえ、これについてより広くより深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

市職員に対しては、人権尊重の理念や部落差別（同和問題）などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目的に職員研修を行っています。

【取組の方向】

職務内容に応じた人権研修を一層推進し、地域におけるさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる市職員の育成に取り組みます。

さらに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

(2) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや、人権教育に関する実践的な指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、さまざまな形での指導者研修を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修を基本とするとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶のため、「城陽市いじめ防止基本方針」等に基づき、研修の充実に努めます。

教職員自らが豊かな人権感覚を持ち実践すること、部落差別（同和問題）などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実に努めます。

さらに、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質の向上を目指す研修の一層の充実に努めます。

(3) 医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

【取組の方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が所属する各医療関係団体において、人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

(4) 保健福祉関係者

【現状と課題】

市民にとっても身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保育士、看護師、保健師等の保健福祉関係者に対しては、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識を持って、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

施設等での虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・研修の充実に支援します。

(5) メディア関係者等

【現状と課題】

メディアは市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成する上

で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道されれば影響力が大きいため、人権や権利の侵害は非常に大きなものとなります。報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

【取組の方向】

市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

4 つながり支え合うための効果的なしくみづくり

（１）指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、市民の身近なところで、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、創意工夫を凝らしたさまざまな研修機会などを通じて、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

（２）人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度を踏まえた効果的な学習教材・啓発資料等の充実・整備に努めます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上大きな社会問題となった事例に関するタイムリーな情報提供を行います。

（３）効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会の全ての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、人権強調月間（８月）及び人権週間（12月４日～10日）に人権尊重に関する社会的気運の醸成を図るとともに、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、さまざまなメディアの活用、コンクールなど主体的に参加できる手法などにより、親しみの持てる内容となるよう工夫して実施していきます。

5 人権に関する相談の充実

情報化の進展等、社会情勢の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化しており、相談内容に応じて関係機関が連携した対応をとれることが必要です。

各人権分野における相談体制の充実を図り、人権が侵害されたり、侵害される恐れがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、情報提供の充実に努めます。また、さまざまな機会や広報媒体を活用して、積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

さらに、さまざまな問題に対して幅広く、迅速・的確な対応から救済につながるよう、さまざまな相談機関等によるネットワークの強化を図ります。そのため、国及び府、近隣市町村、「京都人権啓発推進会議」、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）」、「城南人権擁護委員協議会」等の関係団体及び相談機関等との連携の強化を図ります。